

(誤)

4.1.2 人的損失

時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により人的損失額を算定することとした。
死傷分類別(死亡、後遺症、負傷)に、[被害者数(死傷者数)]に[被害者1名当たり損失額]を乗じて算出する。

以上のうち、概念的に含まれる慰謝料部分については、後述の“非金銭的損失”において足し合わされることから、これを差し引く処理を行う。

(1)死傷者数の算定

(a)死者数の算定

「交通事故の発生状況の推移」(警察庁)、「人口動態調査」(厚生労働省)、「厚生統計年齢別死者数」(警察庁)から死者数を設定する。

(b)後遺障害者数、傷害者数の算定

「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)、「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省)等を用い、自賠責保険、自賠責共済等の支払件数実績から推計を行う。

なお、「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省)は廃刊のため、当該資料から得られるデータは時点更新を行わず平成27年度調査の値を援用する。

(2)被害者1名当たり損失額の算定

基本的には「自動車保険データに見る交通事故の実態」(日本損害保険協会)に基づくが、保険金支払データを元としているため非賠償事案が含まれない。そこで、平成23年度調査と同様の補正4.1.2を行った上で死亡、後遺症、傷害別の被害者1名当たり人的損失額を得た。

(3)人的損失額の算定

「(a)死傷者数の算定」における「死傷者数(被害者数)」と「(2)被害者1名当たり損失額の算定」における「被害者1名当たり損失額」を乗じることにより、死亡、後遺症、傷害別の人的損失額を算定する。

(4)慰謝料相当分の除外

上記により算出される人的損失額は、損害保険支払額データを元としているため、包括的に慰謝料相当分を含んでいる。一方で後述するように、この調査においては、非金銭的損失として、交通事故による精神的被害を推計し、足し合わせる。

したがって、上記により算出される人的損失額と、本調査において推計する非金銭的項目を足し合わせると、慰謝料相当分と非金銭的項目とで重複計上が発生すると考えられる。

このため、上記により算出される人的損失額から、慰謝料相当分を差し引く必要があるが、平成23年度調査報告書において用いられている慰謝料相当分データについては、出所が明らかではない。このような状況から、以下の検討方法を提案する。

死亡のケース:平成23年度調査の結果で算出された、死亡時の1名当たり人的損失額の内訳に

173

(正)

4.1.2 人的損失

時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により人的損失額を算定することとした。
死傷分類別(死亡、後遺症、負傷)に、[被害者数(死傷者数)]に[被害者1名当たり損失額]を乗じて算出する。

以上のうち、概念的に含まれる慰謝料部分については、後述の“非金銭的損失”において足し合わされることから、これを差し引く処理を行う。

(1)死傷者数の算定

(a)死者数の算定

「交通事故の発生状況の推移」(警察庁)、「人口動態調査」(厚生労働省)、「厚生統計年齢別死者数」(警察庁)から死者数を設定する。

(b)後遺障害者数、傷害者数の算定

「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)、「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省)等を用い、自賠責保険、自賠責共済等の支払件数実績から推計を行う。

なお、「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省)は廃刊のため、当該資料から得られるデータは時点更新を行わず平成23年度調査の値を援用する。

(2)被害者1名当たり損失額の算定

基本的には「自動車保険データにみる交通事故の経済的損失の状況」(日本損害保険協会)に基づくが、保険金支払データを元としているため非賠償事案が含まれない。そこで、平成23年度調査と同様の補正を行った上で死亡、後遺症、傷害別の被害者1名当たり人的損失額を得た。

(3)人的損失額の算定

「(1)死傷者数の算定」における「死傷者数(被害者数)」と「(2)被害者1名当たり損失額の算定」における「被害者1名当たり損失額」を乗じることにより、死亡、後遺症、傷害別の人的損失額を算定する。

(4)慰謝料相当分の除外

上記により算出される人的損失額は、損害保険支払額データを元としているため、包括的に慰謝料相当分を含んでいる。一方で後述するように、この調査においては、非金銭的損失として、交通事故による精神的被害を推計し、足し合わせる。

したがって、上記により算出される人的損失額と、本調査において推計する非金銭的項目を足し合わせると、慰謝料相当分と非金銭的項目とで重複計上が発生すると考えられる。

このため、上記により算出される人的損失額から、慰謝料相当分を差し引く必要があるが、平成23年度調査報告書において用いられている慰謝料相当分データについては、出所が明らかではない。このような状況から、以下の検討方法を提案する。

死亡のケース:平成23年度調査の結果で算出された、死亡時の1名当たり人的損失額の内訳に

173

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

4.1.3 物的損失

時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により物的損失額を算定する。

人身事故については、事故類型別（人対車両、車両~~同土~~、車両単独など）に、[損害物 1 件当たり物的損失額] × [人身事故 1 件当たり損害物数] の考え方を基本に算定する。

物損のみ事故については、全体の物的損失額から、以下において得られる「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより算定する。

(1)人身事故について

(a)損害物 1 件あたり物的損失額の算定

「自動車保険データ（支払保険金関連）」（日本損害保険協会）に基づき、事故類型別に算定する。

(b)人身事故 1 件当たり損害物数の算定

過年度調査における日本損害保険協会ヒアリング等に基づき、人身事故 1 件当たり損害物数を算定する。

(c)人身事故における物的損失額の算定

「(a) 損害物 1 件あたり物的損失額の算定」における「損害物 1 件あたり物的損失額」と「(b) 人身事故 1 件当たり損害物数の算定」における「人身事故 1 件当たり損害物数」を乗じることにより、利用データに基づいた人身事故における物的損失額を事故類型別に算定する。

(d)死傷者 1 名当たり物的損失額の算定、および全体の物的損失額の算定

集計範囲の補正を行うために、「(c)人身事故における物的損失額の算定」における「人身事故における物的損失額」÷交通統計の死傷者数×人的損失額で利用した死傷者数、という処理を行い、補正する。

(2)物損のみ事故について

全体の物的損失額を推計し、「(c)人身事故における物的損失額の算定」において得た「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより、物損のみ事故における物的損失額を算定する。

(正)

4.1.3 物的損失

時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により物的損失額を算定する。

人身事故については、事故類型別（人対車両、車両~~同土~~、車両単独など）に、[損害物 1 件当たり物的損失額] × [人身事故 1 件当たり損害物数] の考え方を基本に算定する。

物損のみ事故については、全体の物的損失額から、以下において得られる「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより算定する。

(1)人身事故について

(a)損害物 1 件あたり物的損失額の算定

「自動車保険データ（支払保険金関連）」（日本損害保険協会）に基づき、事故類型別に算定する。

(b)人身事故 1 件当たり損害物数の算定

過年度調査における日本損害保険協会ヒアリング等に基づき、人身事故 1 件当たり損害物数を算定する。

(c)人身事故における物的損失額の算定

「(a) 損害物 1 件あたり物的損失額の算定」における「損害物 1 件あたり物的損失額」と「(b) 人身事故 1 件当たり損害物数の算定」における「人身事故 1 件当たり損害物数」を乗じることにより、利用データに基づいた人身事故における物的損失額を事故類型別に算定する。

(d)死傷者 1 名当たり物的損失額の算定、および全体の物的損失額の算定

集計範囲の補正を行うために、「(c)人身事故における物的損失額の算定」における「人身事故における物的損失額」÷交通統計の死傷者数×人的損失額で利用した死傷者数、という処理を行い、補正する。

(2)物損のみ事故について

全体の物的損失額を推計し、「(c)人身事故における物的損失額の算定」において得た「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより、物損のみ事故における物的損失額を算定する。

(誤)

4.1.4 事業主体の損失

時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により事業主体の損失額を算定する。

基本的には、業種別に、[死傷者数] × [損失日数] × [1人・日当たり損失額] の考え方を基本に算定する。

表 4.1-2 事業主体の損失の算定方法

項目	算定方法
1)業種別死傷者数の算定	公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データより業種別の死傷者数を整理する。これは死亡、負傷別となっているため、負傷については後遺症、傷害に按分する。
2)業種別損失日数の算定	「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構) および「労働能力喪失率表」(国土交通省)に基づいて、業種別損失日数を設定する。
3)「単位時間・就業者1名当たり付加価値額-人件費」の算定	「財政金融統計月報 法人企業統計年報特集」(財務省)より、業種別の付加価値額、人件費、就業者数を抽出し、「単位時間当たりの就業者1名当たり付加価値額-人件費」を業種別に算定する。
4)事業主体の損失	2)「損失日数」×3)「付加価値額-人件費」の処理を行うことにより、業種別の事業主体の損失額を算定する。
5)被害者1名当たり事業主体の損失	4)「事業主体の損失」÷1)「死傷者数」により、 業種別の被害者1名当たり事業主体 を算出する。

(正)

4.1.4 事業主体の損失

時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により事業主体の損失額を算定する。

基本的には、業種別に、[死傷者数] × [損失日数] × [1人・日当たり損失額] の考え方を基本に算定する。

表 4.1-2 事業主体の損失の算定方法

項目	算定方法
1)業種別死傷者数の算定	公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データより業種別の死傷者数を整理する。これは死亡、負傷別となっているため、負傷については後遺症、傷害に按分する。
2)業種別損失日数の算定	「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構) および「労働能力喪失率表」(国土交通省)に基づいて、業種別損失日数を設定する。
3)「単位時間・就業者1名当たり付加価値額-人件費」の算定	「財政金融統計月報 法人企業統計年報特集」(財務省)より、業種別の付加価値額、人件費、就業者数を抽出し、「単位時間当たりの就業者1名当たり付加価値額-人件費」を業種別に算定する。
4)事業主体の損失	2)「損失日数」×3)「付加価値額-人件費」の処理を行うことにより、業種別の事業主体の損失額を算定する。
5)被害者1名当たり事業主体の損失	4)「事業主体の損失」÷1)「死傷者数」により、被害者1名当たり事業主体の 損失額 を算出する。

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

4.1.5 各種公的機関等の損失

時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により**事業主体**の損失額を算定する。
下記 1)~13)について、死亡、後遺症、傷害、物損の分類にしたがって整理する。

表 4.1-3 各種公的機関等の損失の算定方法

項目	算定方法
1)救急搬送費	・「出勤件数」に「出勤費用」を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータが無い ため、3 分類で同等の費用が発生するとする。
2)警察の事故処理費用	・警察官 1 名当たりの費用（人件費）に、年間の事故処理延べ時 間を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分について、事故処理延べ時間が 被害程度別となっているものの、これらは死亡、後遺障害、傷害 に対応していないため、3 分類で同等の費用が発生するとする。
3)裁判費用	・致死、致傷別の交通関係の裁判件数と、裁判所の歳出額を用い て、死亡、後遺・傷害別の裁判費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の裁判件数データ （過年度調査と同様に、平成 23 年度調査のデータである最高裁 資料を援用）を元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応 させて 2 分類にて按分する。
4)訴訟追行費用	・民事、刑事別の訴訟追行費用（総額）と、致死、致傷別の交通関 係の裁判件数を用いて、死亡、後遺・傷害別の訴訟追行費用を推 計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、3)と同様の方法で実施する。
5)被害者 1 名当たり事業主体の 損失	・4)「事業主体の損失」÷1)「死傷者数」により、 業種別の被害者 1 名当たり事業主体を算出する。
6) 検察費用	・致死、致傷別の検察の新規受理件数、検察の歳出額を用いて、死 亡、後遺・傷害別の検察費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の新規受理件数デ ータを元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて 2 分類にて按分する。
7) 矯正費用	・矯正関連の歳出額をもとに交通関連・矯正関連の矯正費用を推 計する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分について、矯正費用は被害者死 亡のケースが大部分と考えられるので、全費用を死亡に係る費 用とする。
8) 保険運営費	・損害保険の損害調査費、共済事業費の運営費、政府保障事業保障 業務委託費を足し合わせるにより算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータが無い ため、3 分類で同等の費用が発生するとする。

(正)

4.1.5 各種公的機関等の損失

時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により**各種公的機関等**の損失額を算定する。
下記 1)~12)について、死亡、後遺症、傷害、物損の分類にしたがって整理する。

表 4.1-3 各種公的機関等の損失の算定方法

項目	算定方法
1)救急搬送費	・「出勤件数」に「出勤費用」を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータが無い ため、3 分類で同等の費用が発生するとする。
2)警察の事故処理費用	・警察官 1 名当たりの費用（人件費）に、年間の事故処理延べ時 間を乗じることによって算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分について、事故処理延べ時間が 被害程度別となっているものの、これらは死亡、後遺障害、傷害 に対応していないため、3 分類で同等の費用が発生するとする。
3)裁判費用	・致死、致傷別の交通関係の裁判件数と、裁判所の歳出額を用い て、死亡、後遺・傷害別の裁判費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の裁判件数データ （過年度調査と同様に、平成 23 年度調査のデータである最高裁 資料を援用）を元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応 させて 2 分類にて按分する。
4)訴訟追行費用	・民事、刑事別の訴訟追行費用（総額）と、致死、致傷別の交通関 係の裁判件数を用いて、死亡、後遺・傷害別の訴訟追行費用を推 計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、3)と同様の方法で実施する。
5) 検察費用	・致死、致傷別の検察の新規受理件数、検察の歳出額を用いて、死 亡、後遺・傷害別の検察費用を推計する。 ・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の新規受理件数デ ータを元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて 2 分類にて按分する。
6) 矯正費用	・矯正関連の歳出額をもとに交通関連・矯正関連の矯正費用を推 計する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分について、矯正費用は被害者死 亡のケースが大部分と考えられるので、全費用を死亡に係る費 用とする。
7) 保険運営費	・損害保険の損害調査費、共済事業費の運営費、政府保障事業保障 業務委託費を足し合わせるにより算出する。 ・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータが無い ため、3 分類で同等の費用が発生するとする。

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

項目	算定方法
9) 被害者救済費用	<ul style="list-style-type: none"> 以下を足し合わせることで算出する。 <ul style="list-style-type: none"> 自動車事故対策機構について、決算資料の貸付業務費、療護施設業務費、援護業務費の合計。 自治体交通事故相談所について、業務費用の合計。 日本損害保険協会自動車保険請求相談センターについて、決算資料の支出の合計。 日弁連交通事故相談センターについて、決算資料の支出の合計。 交通事故紛争処理センターについて、決算資料の事業費、物損事故相談費用の合計。 交通遺児育成基金について、決算資料の給付金支出合計。 交通遺児育英会について、決算資料の支出の合計。 自賠責保険・共済紛争処理機構について、決算資料の事業費。 重度後遺障害者短期入院協力費について、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院に対する受入体制の整備および強化に要する経費の一部の補助の決算額。 当該費用の死傷3分類への按分は、交通遺児育成基金、交通遺児育英会および高等学校交通遺児授業料減免事業は被害者死亡のケース、自動車事故対策機構および重度後遺障害者短期入院協力費は後遺障害のケース、他はすべてのケースに均等に割り振ることとする。
10) 社会福祉費用	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉費用総額(身体障害者福祉促進事業委託費、身体障害者保護費、障害者の自立支援等に必要経費の合計)に、厚生労働省データによって把握される身体障害者のうち交通事故が原因である割合を乗じることによって算定する。 当該費用の死傷3分類への按分について、当該費用は後遺障害のケースが大部分と考えられるので、全費用を後遺障害に係る費用とする。
11) 救急医療体制整備費	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の整備等に関する費用に、救急出動件数中の交通事故出動件数の割合を乗じることによって算定する。 救急医療体制の整備等に関する費用は、医療提供体制推進事業費補助金の決算額を過年度および最新の予算書に基づいて推定した値を用いる。 当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
12) 渋滞の損失	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の渋滞損失算出法にしたがって算出する。 当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
13) 事故車両の移動費(レッカー車の出動費)	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり算定した。 <ol style="list-style-type: none"> ①ロードサービス業務費：過年度および最新の一般社団法人日本自動車連盟(JAF)資料より推定 ②ロードサービス出動件数：JAF資料 ③ロードサービスうち事故処理件数：JAF資料 ④レッカー車出動費①÷②×③ ⑤JAF処理率:30%と設定 ⑥レッカー車の出動費:④÷⑤

(正)

項目	算定方法
9) 被害者救済費用	<ul style="list-style-type: none"> 以下を足し合わせることで算出する。 <ul style="list-style-type: none"> 自動車事故対策機構について、決算資料の貸付事務取扱業務費、療護業務費、援護業務費の合計。 自治体交通事故相談所について、業務費用の合計。 日本損害保険協会自動車保険請求相談センターについて、決算資料の支出の合計。 日弁連交通事故相談センターについて、決算資料の経常費用の合計。 交通事故紛争処理センターについて、決算資料の事業費の合計。 交通遺児育成基金について、決算資料の査定給付金。 交通遺児育英会について、決算資料の事業活動支出の合計。 自賠責保険・共済紛争処理機構について、決算資料の事業費。 重度後遺障害者短期入院協力費について、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入体制の整備および強化に要する経費の一部の補助の決算額。 当該費用の死傷3分類への按分は、交通遺児育成基金、交通遺児育英会は被害者死亡のケース、自動車事故対策機構および重度後遺障害者短期入院協力費は後遺障害のケース、他はすべてのケースに均等に割り振ることとする。
9) 社会福祉費用	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立支援等に必要経費に、厚生労働省データによって把握される身体障害者のうち交通事故が原因である割合を乗じることによって算定する。 当該費用の死傷3分類への按分について、当該費用は後遺障害のケースが大部分と考えられるので、全費用を後遺障害に係る費用とする。
10) 救急医療体制整備費	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療体制の整備等に関する費用に、救急出動件数中の交通事故出動件数の割合を乗じることによって算定する。 救急医療体制の整備等に関する費用は、医療提供体制推進事業費補助金の予算額を過年度および最新の予算書に基づいて推定した値を用いる。 当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
11) 渋滞の損失	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の渋滞損失算出法にしたがって算出する。 当該費用の死傷3分類への按分は、根拠となるデータが無いため、3分類で同等の費用が発生するとする。
12) 事故車両の移動費(レッカー車の出動費)	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり算定した。 <ol style="list-style-type: none"> ①ロードサービス業務費：過年度および最新の一般社団法人日本自動車連盟(JAF)資料より推定 ②ロードサービス出動件数：JAF資料 ③ロードサービスうち事故処理件数：JAF資料 ④JAFレッカー車出動費①÷②×③ ⑤JAF処理率:30%と設定 ⑥レッカー車の出動費:④÷⑤

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所